

資料 2 民事法律扶助の諸課題について

1	民事法律扶助の概要	1
2	民事法律扶助の実績	4
3	民事法律扶助における報酬	12
4	民事法律扶助各論	
	ひとり親支援	14
	未成年者	16

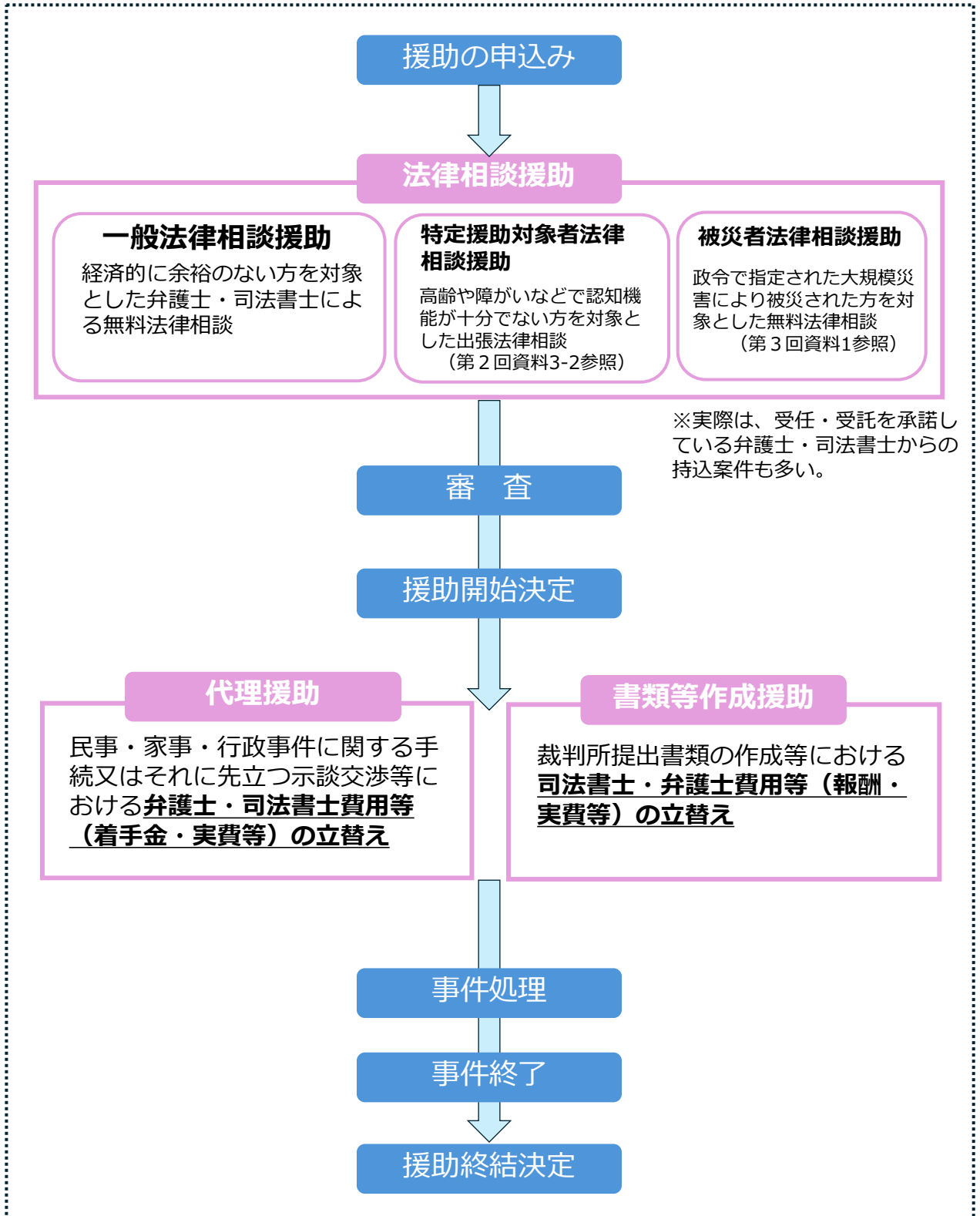
1 民事法律扶助の概要

■ 民事法律扶助とは

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、**無料で法律相談**を行い、必要な場合、**弁護士・司法書士の費用等の立替え等**を行う援助。

⇒ 経済的事情という司法アクセス障害を取り除く、**法テラスの中核事業の一つ**

■ 手続の流れ（全体図）



1 民事法律扶助の概要

■ 民事法律扶助の利用要件

一般法律相談援助の利用要件

① 資力が一定基準以下であること

<収入基準例（手取り月額）>

- ・ 単身者 18万2000円以下
- ・ 4人家族 29万9000円以下

<資産基準例（預貯金等）>

- ・ 単身者 180万円以下
- ・ 4人家族 300万円以下

② 民事法律扶助の趣旨に適すること

代理援助・書類等作成援助の利用要件

① 資力が一定基準以下であること

<収入基準例（手取り月額）>

- ・ 単身者 18万2000円以下
- ・ 4人家族 29万9000円以下

<資産基準例（預貯金等）>

- ・ 単身者 180万円以下
- ・ 4人家族 300万円以下

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

地方扶助審査委員
（弁護士・司法書士）
のうちの担当者により、
代理援助等を開始すべき
案件か（援助要件を満
たすか）などを審査

手続の流れ（再掲）

援助の申込み

法律相談援助

一般法律相談援助

経済的に余裕のない方を対象
とした弁護士・司法書士による
無料法律相談

特定援助対象者法律 相談援助

高齢や障がいなどで認知機
能が十分でない方を対象と
した出張法律相談
（第2回資料3-2参照）

被災者法律相談援助

政令で指定された大規模災
害により被災された方を対
象とした無料法律相談
（第3回資料1参照）

審査

援助開始決定

代理援助

民事・家事・行政事件に関する手
続又はそれに先立つ示談交渉等
における弁護士・司法書士費用等
（着手金・実費等）の立替え

書類等作成援助

裁判所提出書類の作成等における
司法書士・弁護士費用等（報酬・
実費等）の立替え

事件処理

事件終了

援助終結決定

※実際は、受任・受託を承諾し
ている弁護士・司法書士からの
持込案件も多い。

1 民事法律扶助の概要

■ 利用者の費用負担

一般法律相談援助の費用負担

費用負担なし（無料）

代理援助・書類等作成援助の費用負担

原則：立替金の償還（分割）

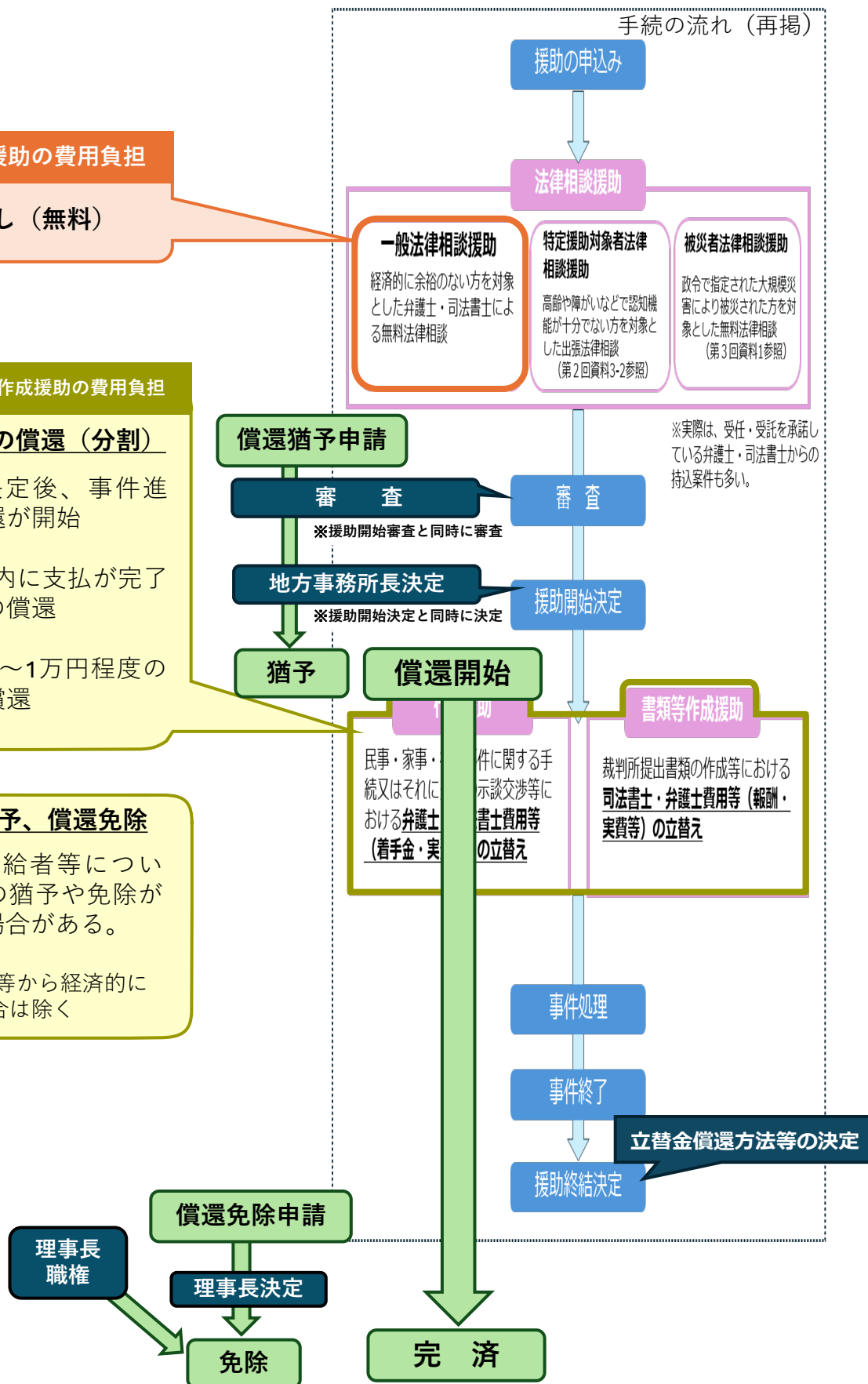
- ・ 援助開始決定後、事件進行中から償還が開始
- ・ 原則3年以内に支払が完了する金額での償還
- ・ 月々5000円～1万円程度の金額で分割償還

例外：償還猶予、償還免除

- ・ 生活保護受給者等については、償還の猶予や免除が認められる場合がある。

※事件の相手方等から経済的に利益を得た場合は除く

手続の流れ（再掲）

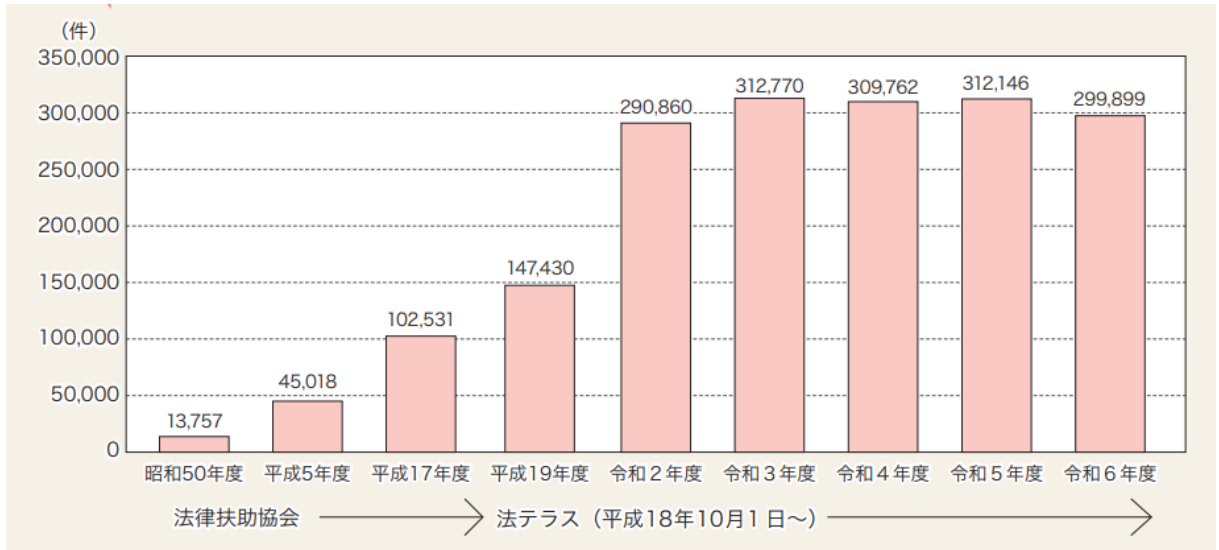


2 民事法律扶助の実績

■ 法律相談援助の件数の推移

平成19年度（法テラス設立の翌年）は147,430件であった。

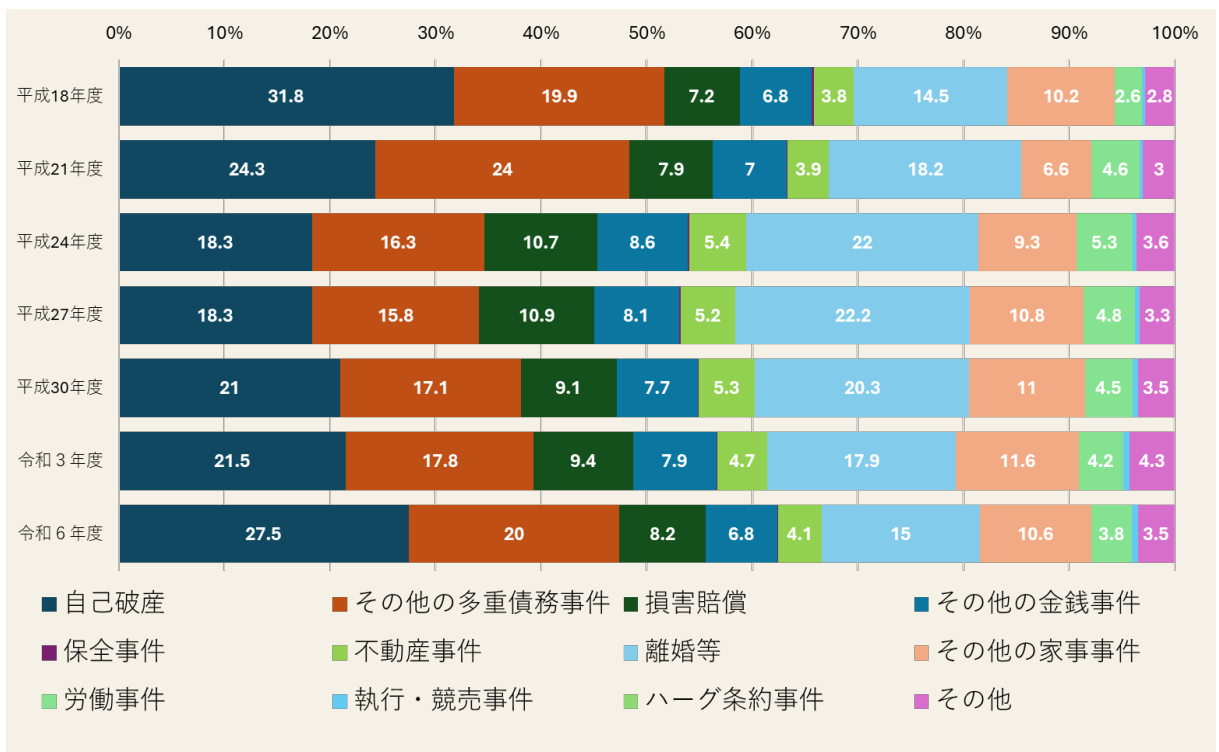
その後、年々増加し、令和2年度以降は30万件前後の件数が続いている。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

■ 法律相談援助の事件別内訳の推移

平成18年度から令和6年度まで、「自己破産」「その他の多重債務事件」の類型と、「離婚等」「その他の家事事件」の類型が多くを占める状況が続いている。

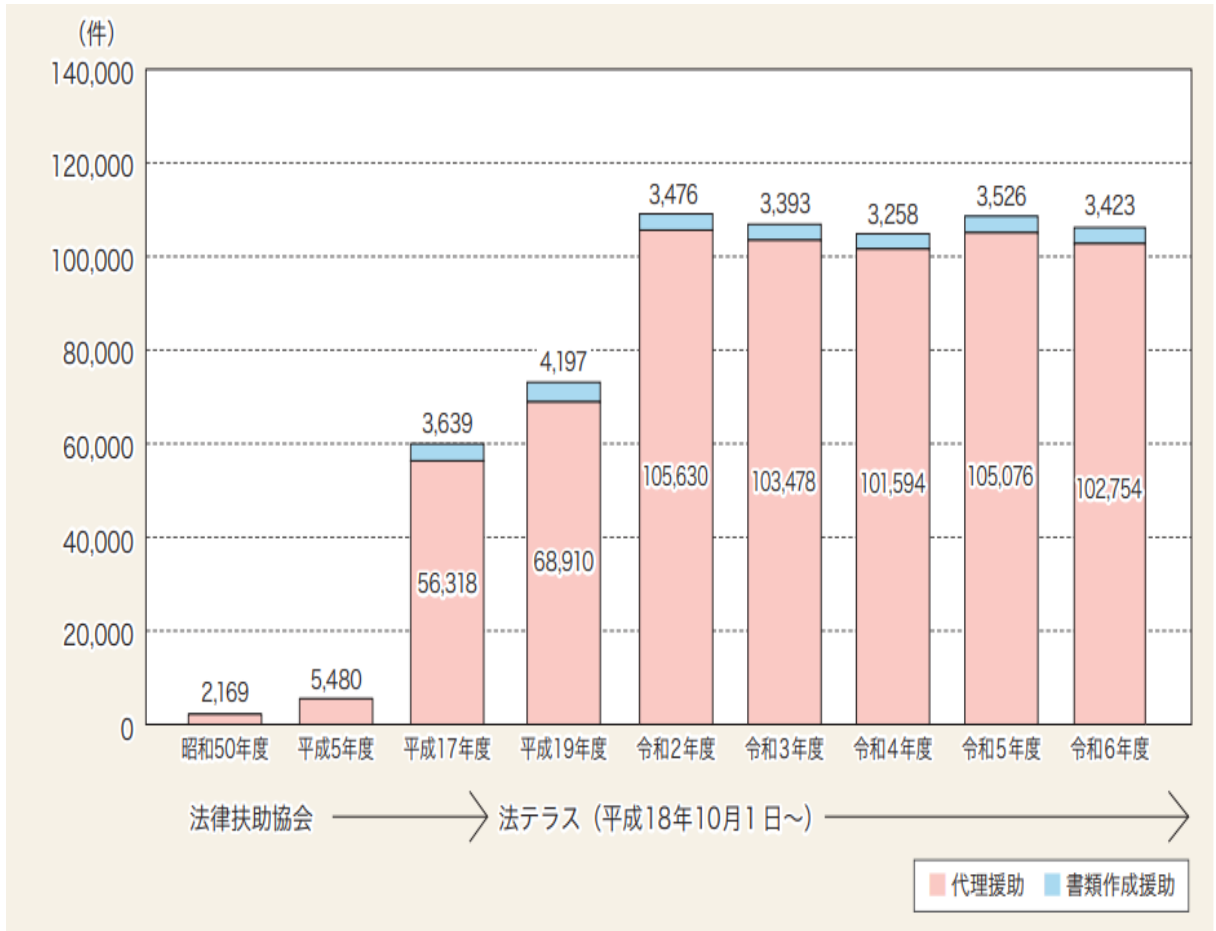


2 民事法律扶助の実績

■ 代理援助・書類作成援助の援助件数の推移

平成19年度（法テラス設立の翌年）は、代理援助が68,910件、書類作成援助が4,197件であった。

代理援助件数は年々増加し、令和2年度以降は10万件超の件数が続いている。書類作成援助は、3,000件台の件数で推移している。



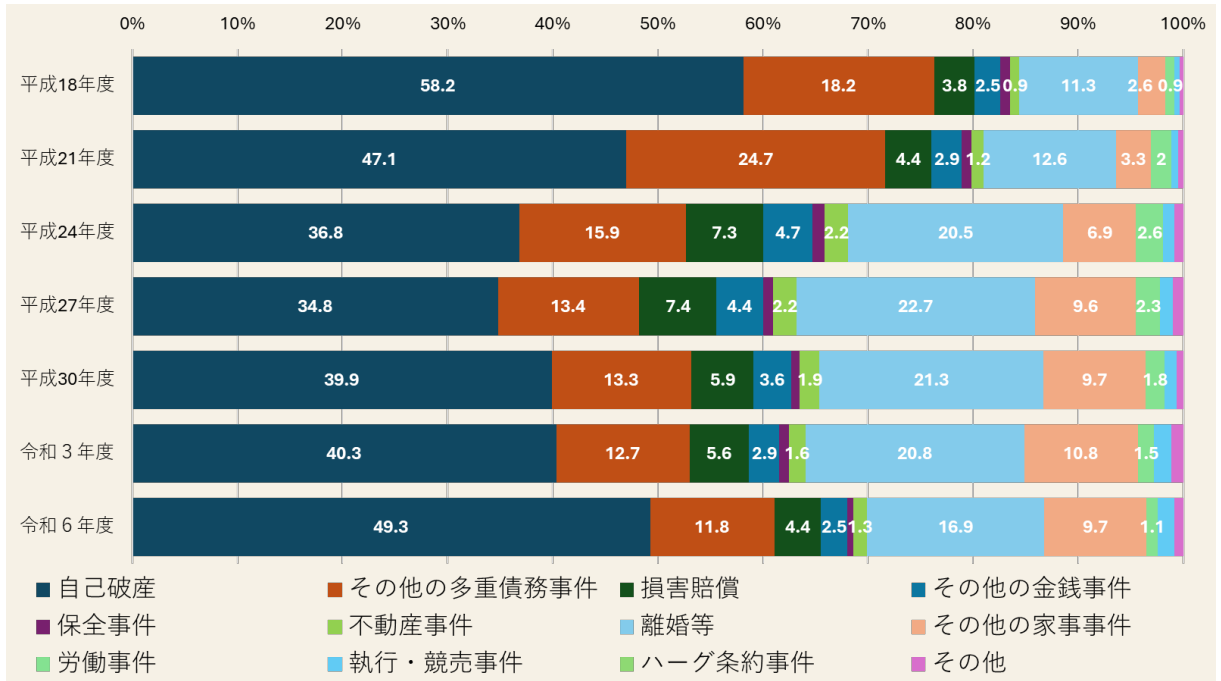
（法テラス白書令和6年度版より引用）

2 民事法律扶助の実績

■ 代理援助の事件別内訳の推移

いずれの年度も「自己破産」の割合が最も多く、令和6年度は「自己破産」と「その他の多重債務事件」（任意整理等）を合わせて61.1%を占める。

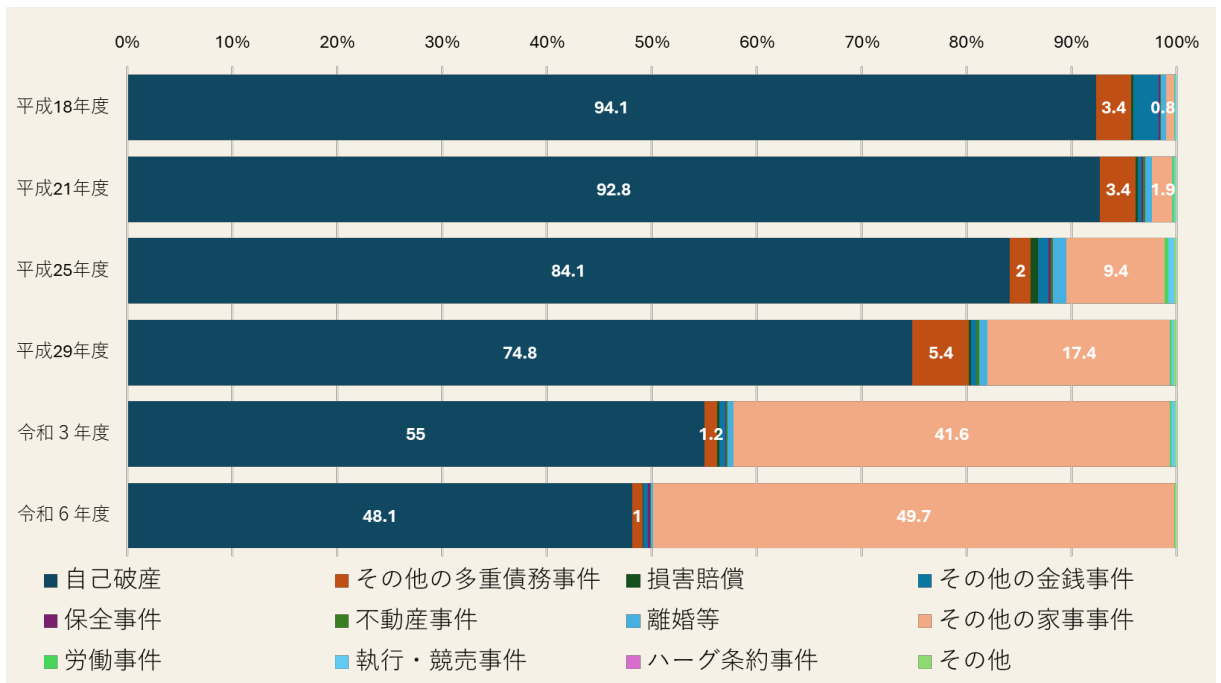
次いで「離婚等」の割合が多く、20%前後で推移しており、令和6年度は「離婚等」と「その他の家事事件」を合わせて26.6%となっている。



■ 書類作成援助の事件別内訳の推移

当初は「自己破産」が90%超と圧倒的に多かった。

しかし、令和6年度は、「自己破産」も48.1%と多くを占めているものの、「その他の家事事件」（相続放棄の申述書や成年後見等の申立書等の作成）が49.7%を占め、最多となった。



2 民事法律扶助の実績

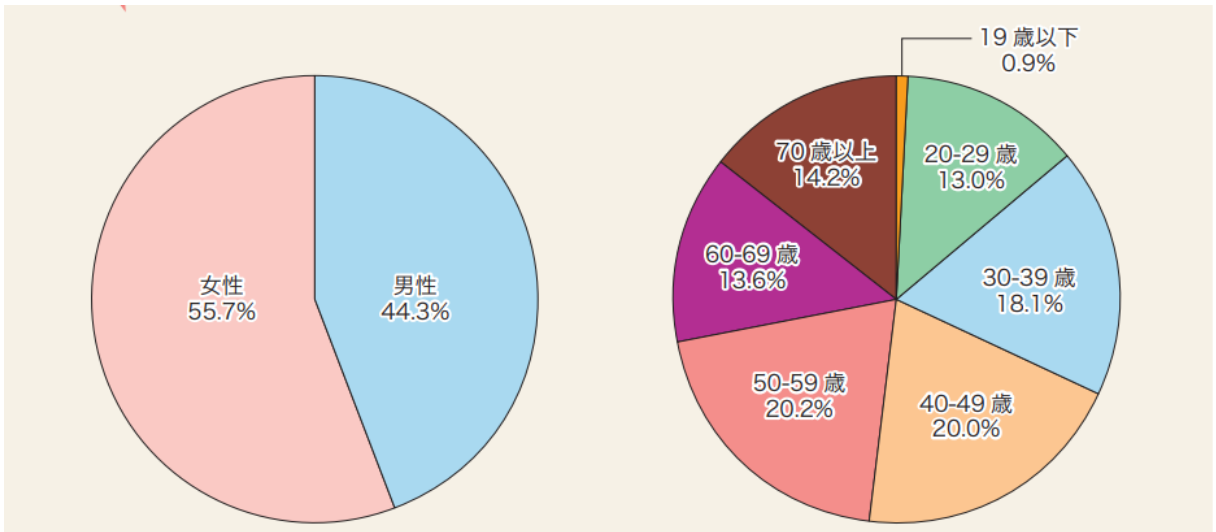
■ 代理援助・書類作成援助の利用者の性別・年代（令和6年度）

令和6年度における代理援助・書類作成援助の利用者は、女性が55.7%、男性が44.3%と、女性の比率が高くなっている。

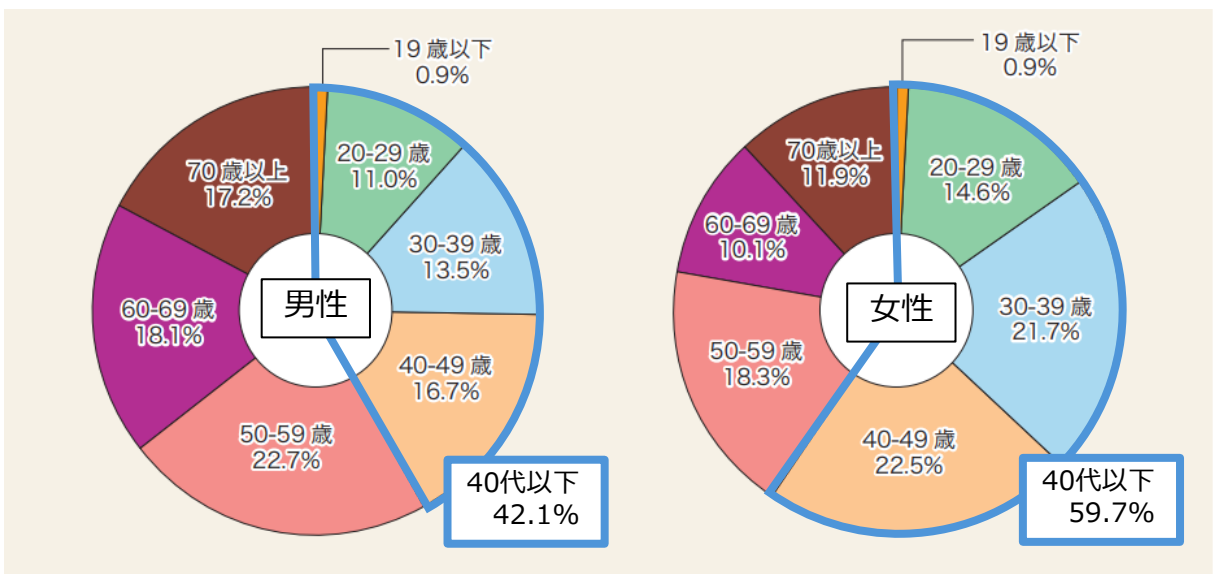
年代別にみると、男性は50代、女性は40代が最も多かった。

全体に占める、40代以下の比率をみると、女性は59.7%、男性は42.1%であり、女性の方が利用者の年齢層が低い傾向がある。

○ 男女比・年代比



○ 男女別の年代比



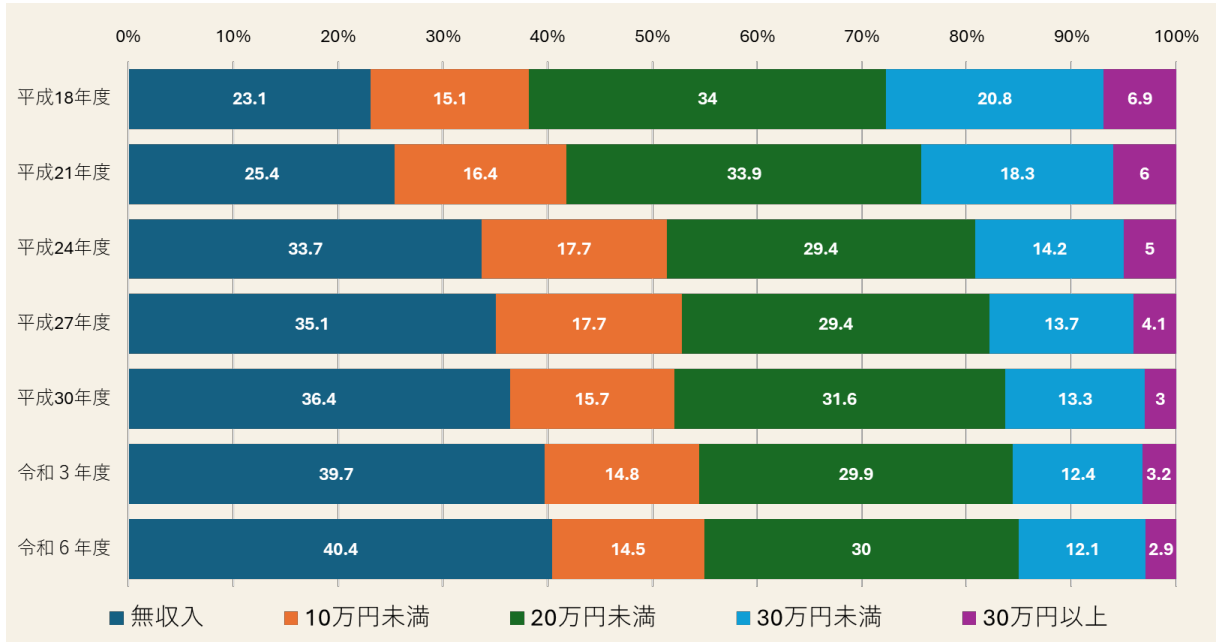
(法テラス白書令和6年度版より引用)

2 民事法律扶助の実績

■ 代理援助・書類作成援助の利用者の世帯収入（月額）推移

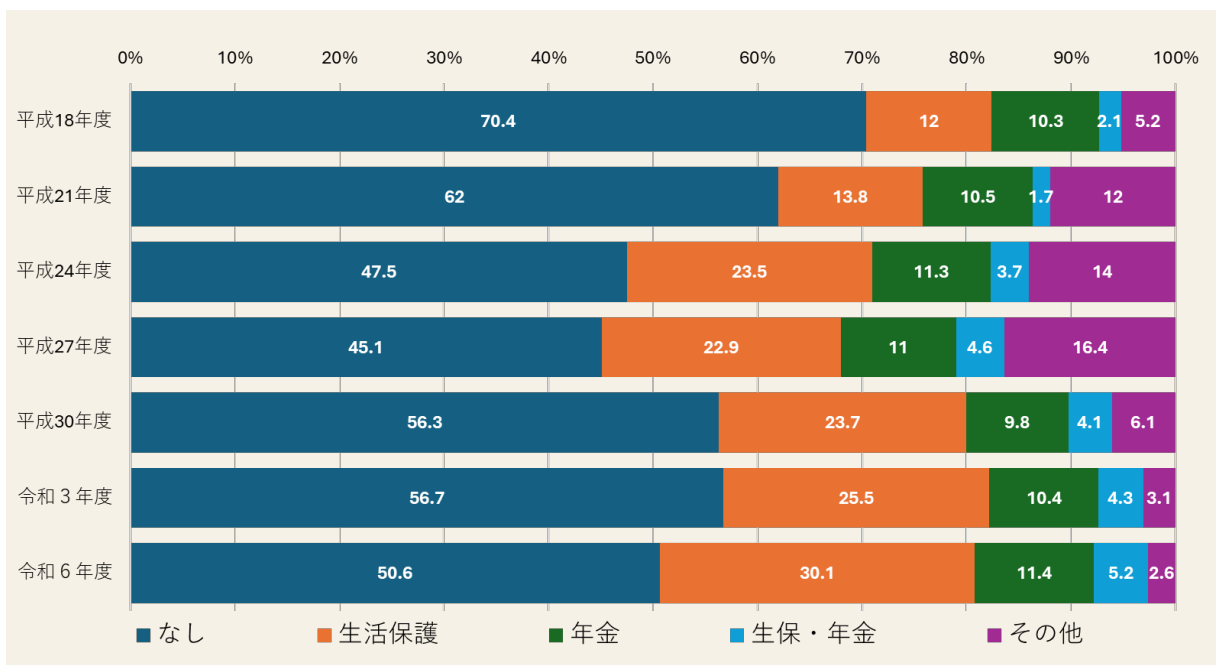
平成24年度以降、無収入世帯が30%超、月収10万円未満の世帯を合わせると全体の半数を超える状況が続いている。

令和6年度は、無収入世帯と月収10万円未満の世帯を合わせて54.9%と増加の傾向にある。



■ 代理援助・書類作成援助の利用者の公的給付受給状況

償還免除の要件に該当する生活保護受給者の割合は、平成18年度は全体の14.1%であったところ、令和6年度には全体の35.3%まで増えている。

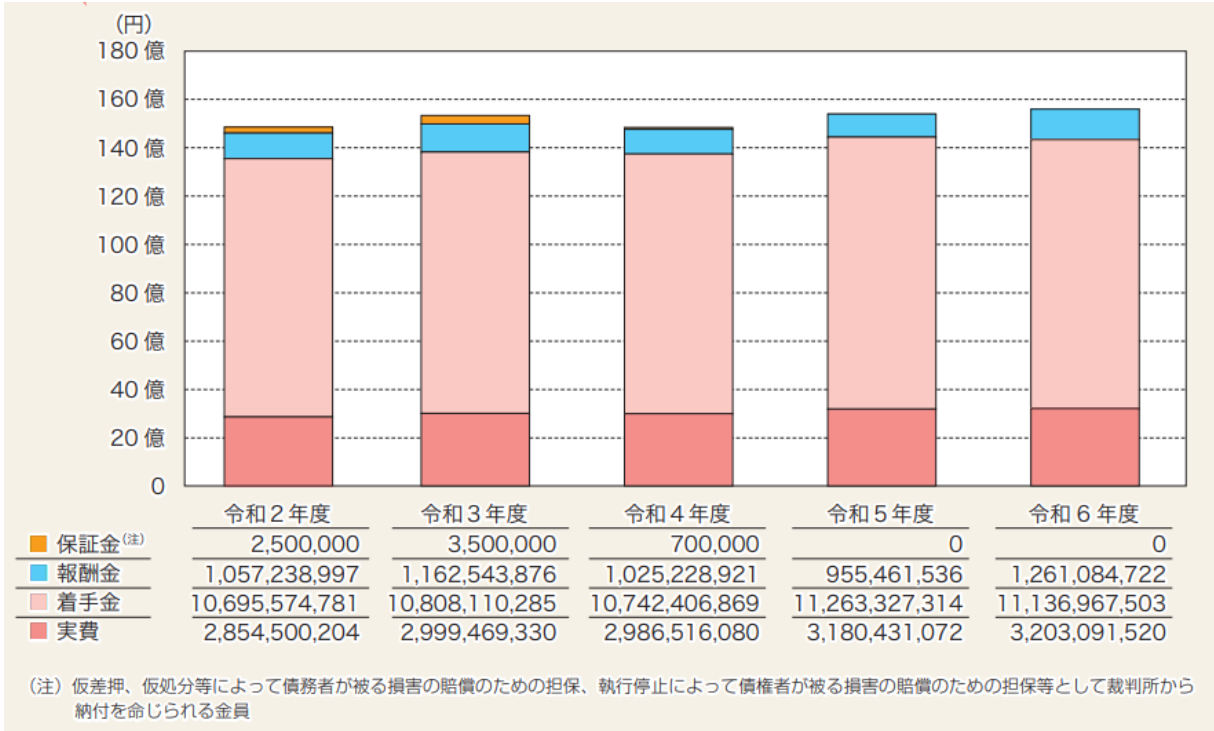


2 民事法律扶助の実績

■ 代理援助立替金実績の推移（令和2年度～令和6年度）

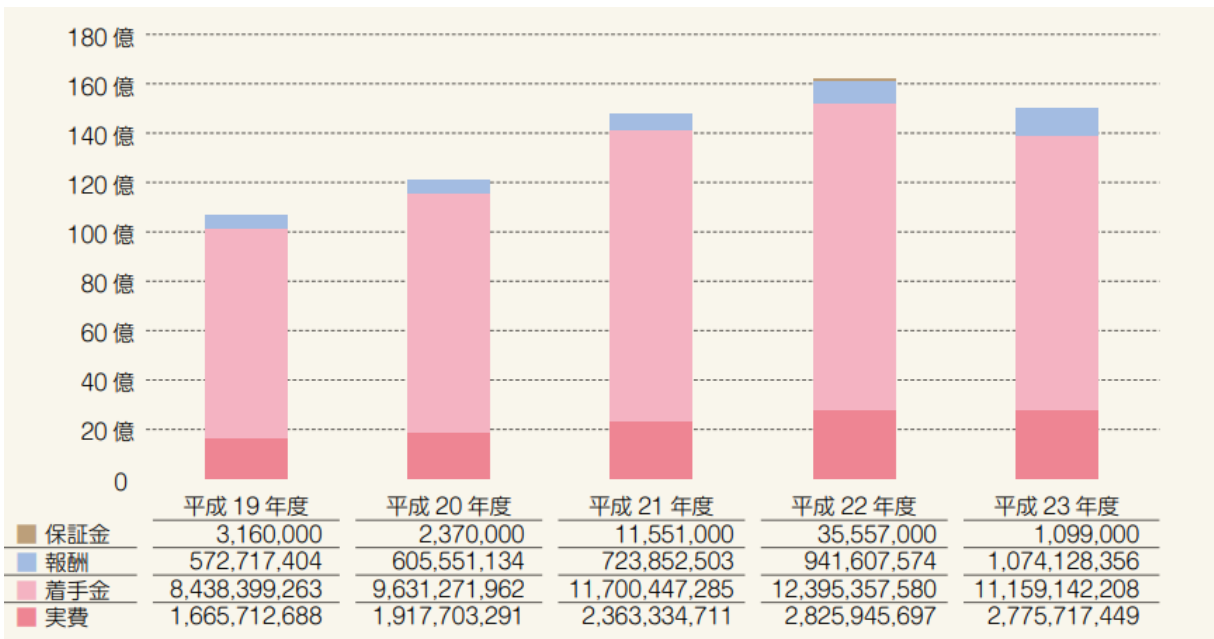
近年は150億円前後で推移しており、令和6年度は156億114万3745円であった。

なお、平成19年度の立替金実績は106億7998万9355円であり、立替金の規模は当時の約1.5倍となっている。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

(参考) 平成19年度～平成23年度における代理援助立替金実績の推移

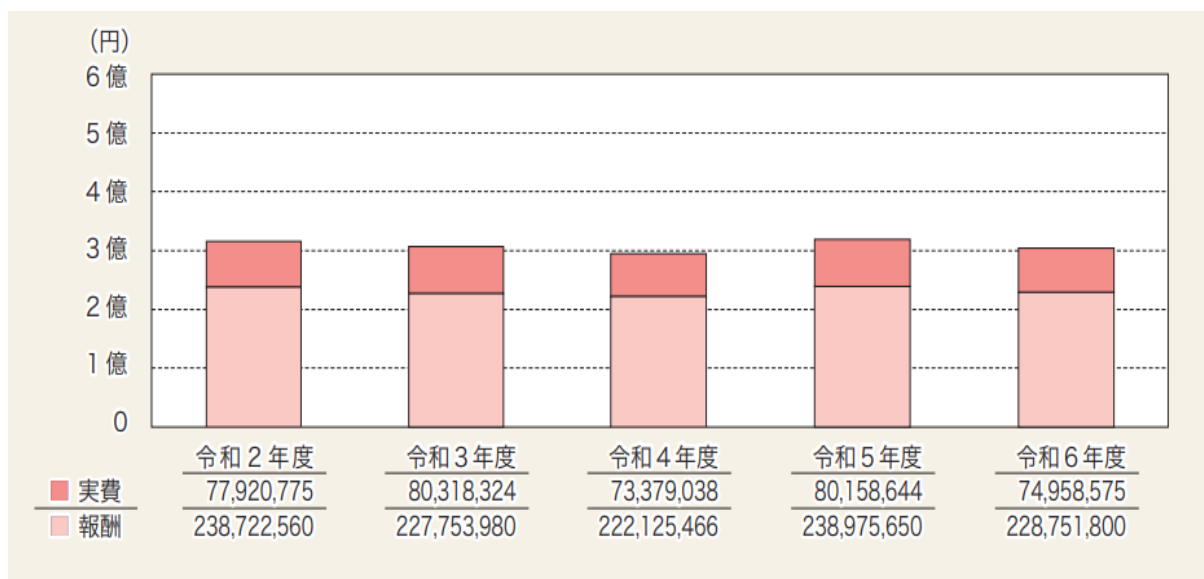


(法テラス白書平成23年度版より引用)

2 民事法律扶助の実績

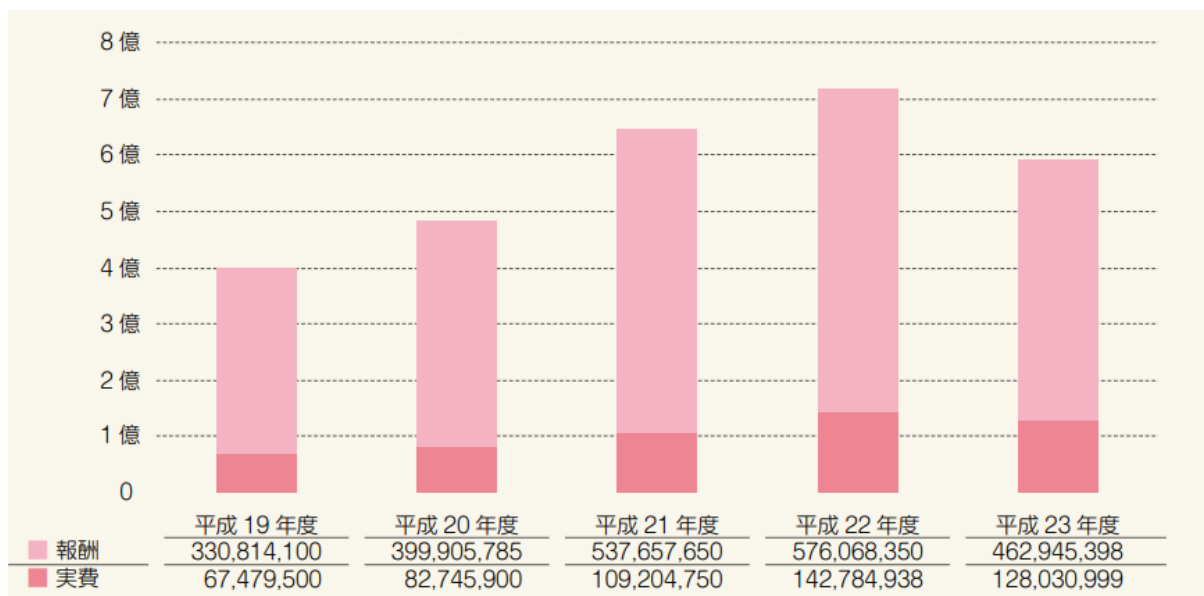
■ 書類作成援助立替金実績の推移（令和2年度～令和6年度）

近年は3億円前後で推移しており、令和6年度は3億371万375円であった。
 なお、平成19年度においては約4億円、平成22年度は約7億円であった。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

(参考) 平成19年度～平成23年度における書類作成援助立替金実績の推移

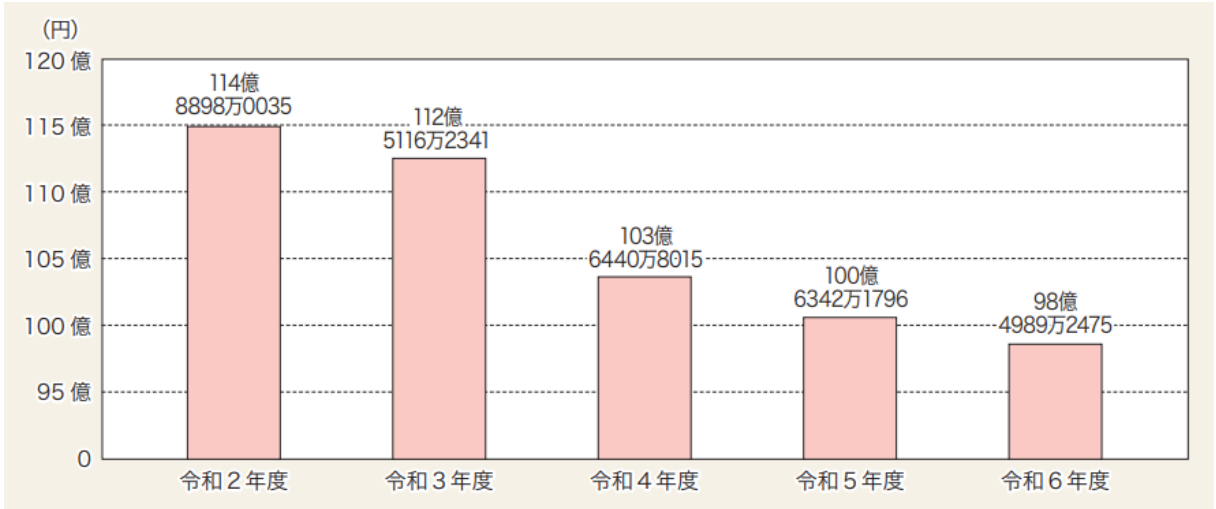


(法テラス白書平成23年度版より引用)

2 民事法律扶助の実績

■ 立替金償還実績の推移（令和2年度～令和6年度）

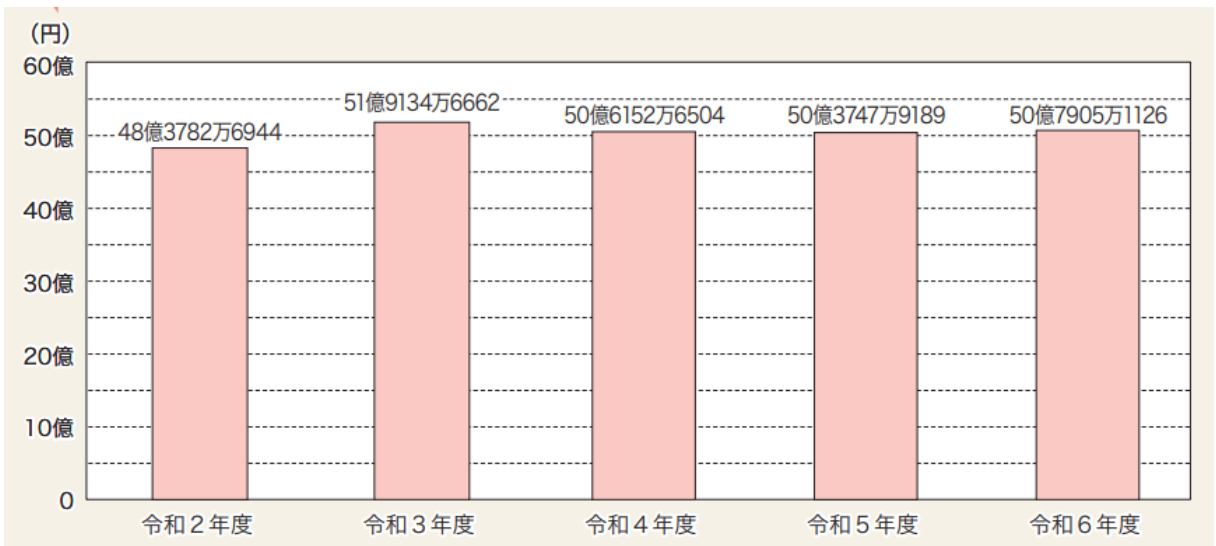
近年は立替金償還額が減少しており、令和6年度では98億4989万2475円であった。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

■ 立替金償還免除実績の推移（令和2年度～令和6年度）

近年は50億円前後で推移しており、令和6年度は50億7905万1126円であった。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

3 民事法律扶助における報酬

■ 民事法律扶助における報酬に関する規定

民事法律扶助を利用した場合の弁護士・司法書士の報酬等の基準は、「日本司法支援センター業務方法書」（以下「業務方法書」という。）に定められる。

業務方法書は、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会の意見聴取及び法務大臣認可の手続を経て制定・変更される。

法テラスでは、業務方法書の定めに基づき、民事法律扶助を利用した事件に対応する弁護士・司法書士の報酬等を算定している。

■ 報酬基準の概要

- 法律相談援助：原則、相談時間に応じて5,500円～11,000円
- 代理援助：「着手金」＋「報酬金（※）」を事件類型に応じて規定
- 書類等作成援助：「報酬」を事件類型に応じて規定

※ 援助対象事件の処理により、利用者が財産的給付（損害賠償金等）を受けた場合に、当該財産的給付から一定割合をいわゆる成功報酬として受任弁護士が受け取るもの。財産的給付が想定されない事件類型においては、一定額が支払われる。

■ 代理援助の報酬基準の例(1)：金銭事件（手形事件を除く）

交通事故事案や損害賠償請求事件、金銭請求事件等は、訴額（請求金額）に応じて、着手金や、報酬金の割合が定められている。

訴額	着手金	報酬金
～50万円未満	66,000円	1. 現実に金銭を入手した場合 ○3,000万円まで： 入手金銭の10% （税別） ○3,000万円を超える部分： 超える部分の6% （税別）を加算 2. 当面取り立てができない事件 ○ 66,000円～132,000円 標準額は 88,000円 3. 相手方の請求を排除した場合 ○着手金の7割相当額 ○訴訟事件の場合は、出廷回数に 11,000円 を乗じた額を加算 （ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の 10% を超えないものとする。）
50万円以上100万円未満	99,000円	
100万円以上200万円未満	132,000円	
200万円以上300万円未満	165,000円	
300万円以上500万円未満	187,000円	
500万円以上1000万円未満	220,000円	
1000万円以上	242,000円	

3 民事法律扶助における報酬

■ 代理援助の報酬基準の例(2)：家事事件（離婚・認知等請求）

着手金	報酬金
○公示送達事件 88,000円	1. 財産的給付がない事件、当面取立てができない事件 ○66,000円～132,000円 標準額は88,000円
○金銭請求を伴わないもの 198,000円～253,000円 標準額は231,000円	
○金銭請求を伴うもの 金銭請求（例(1)）と同様 下限は231,000円	
	2. 公示送達事件 ○66,000円～88,000円
	3. 金銭給付のある場合 金銭事件（例(1)）と同様
	4. 金銭以外の財産的給付のある場合 不動産・動産事件に準ずる（受けた利益を基準に割合で算定）
	5. 金銭その他の財産的給付のある場合（3、4の場合） ○報酬金の下限は88,000円

■ 代理援助の報酬基準の例(3)：家事調停事件等（離婚調停等）

着手金	報酬金
○調停のみ 88,000円～132,000円	離婚・認知等請求事件に準ずる。
○調停が不調に終わり本訴提起をした場合 165,000円を加算	
○調停・本訴一括援助（当初から調停不調と本訴提起が見込まれる場合） 調停 88,000円～110,000円 本訴 165,000円	

■ 代理援助の報酬基準の例(4)：自己破産事件、任意整理事件等

案件	債権者数	着手金	備考
自己破産事件	1社～10社	132,000円	1. 管財事件は220,000円まで増額可能 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に66,000円を加算し、それぞれに分割して支出 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては、280,761円まで増額可能
	11社～20社	154,000円	
	21社以上	187,000円	
任意整理事件・ 特定調停事件	1社～5社	110,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に66,000円を加算し、それぞれに分割して支出 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては、297,000円まで増額可能
	6社～10社	154,000円	
	11社～20社	176,000円	
	21社以上	198,000円	

※ 自己破産事件・任意整理事件等の場合、報酬金は発生しない。

4 民事法律扶助各論～ひとり親支援

■ 民事法律扶助におけるひとり親支援の概要

法テラスでは、令和6年4月から、養育費の請求等に関して民事法律扶助を利用されたひとり親の方に対し、一般の民事法律扶助利用者よりも広い範囲で、弁護士報酬等の立替えや償還猶予、償還免除を認める「ひとり親支援」の運用を開始した。

「ひとり親支援」の対象者（①～③のいずれも満たす方）

- ①民事法律扶助を利用して養育費の支払請求を行ったこと
- ②法律上の婚姻関係を有しないこと
- ③義務教育対象年齢までの子と同居し、その子を扶養していること

■ ひとり親支援の具体的内容

(1) 償還猶予、立替え範囲の拡大

ひとり親支援の対象者が、相手方から受け取った養育費を全額手元に確保できるよう、受け取った養育費からの償還・報酬金の支払についての取扱いを変更

① 未払養育費を受け取った場合における立替金の償還猶予

民事法律扶助一般	紛争の相手方から金銭の支払を受けた場合、その金銭からまず法テラスの立替金の償還に充てる必要がある（一括弁済）
↓	
ひとり親支援	支払を受けた未払養育費が一定額以下の場合には、そこから立替金の一括弁済をする必要はなく、 一旦全て手元に置いた上で分割での償還が可能

② 月々の養育費から弁護士に支払う報酬金を法テラスが立替え

民事法律扶助一般	相手方から支払を受けた金銭（月々の養育費等）に係る弁護士への報酬金は、その金銭から直接弁護士に支払い、法テラスは立て替えない
↓	
ひとり親支援	月々支払を受ける養育費にかかる報酬金（10%）についても、一定額までは 法テラスが立て替えて弁護士に支払い




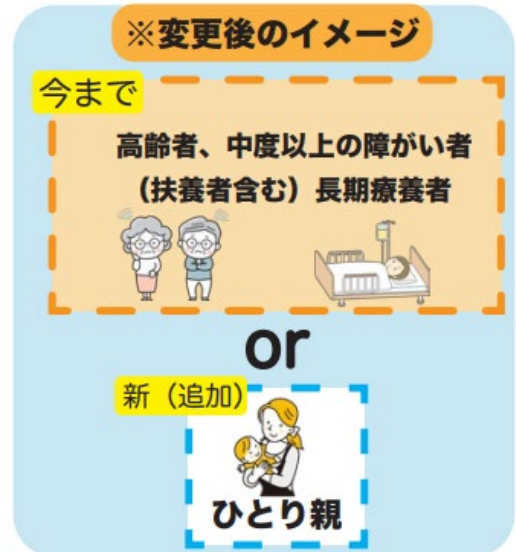
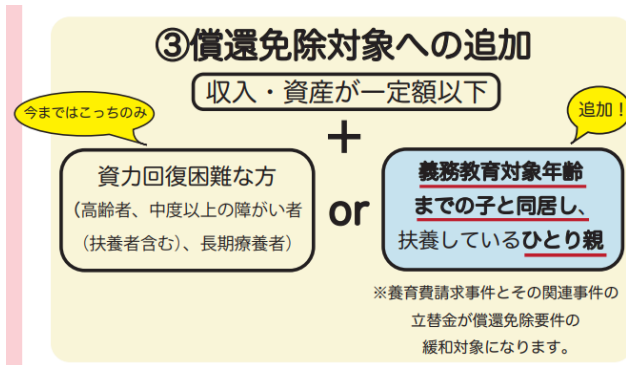
4 民事法律扶助各論～ひとり親支援

■ ひとり親支援の具体的内容（続き）

(2) 償還免除要件の緩和

ひとり親支援の対象者について償還免除要件を緩和し、**通常より幅広く償還免除を認める運用**

民事法律 扶助一般	償還免除対象者は、①又は②（1 + 2）の要件を満たすことが必要 ① 生活保護法による保護を受けている者 ② - 1 ①に準ずる程度に生計が困難（資力要件） - 2 将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められる者（資力回復困難要件）
	
ひとり親 支援	ひとり親支援の対象者については、①又は② - 1の要件を満たせば、償還免除が受けられる。 = ② - 2の要件（資力回復困難要件）は不要



（法テラスHP：<https://www.houterasu.or.jp/soshiki/15/hitorioyashien.html>）

■ ひとり親支援対象者の償還免除実績

年度	事件数（件）
令和6年度	1 5 7
令和7年度	5 6 4

4 民事法律扶助各論～未成年者

■ 未成年者（18歳未満）による民事法律扶助の利用の現状

- ① 代理援助を利用するには、親（法定代理人）の同意を要する
- ② 資力要件は、原則として、同居する親の資力を基準に判断



未成年者の利益が親の利益と対立する場合に、資力に乏しい未成年者が、単独で代理援助を利用できない点が問題として指摘
例) 親から虐待を受けている場合、両親の離婚の際の意見表明の場面等

※ 上記の運用としている理由

○ ①の運用について

法テラスとの間の代理援助利用に係る契約は、利用者が立替金の償還義務を負うものであるため、民法第5条により、未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った場合には契約そのものを取り消し得る

⇒ 法テラスにおいては、未成年者が代理援助を利用する場合には、法定代理人の同意を要することとする運用としている

※ 法律相談援助は費用負担がないので、未成年者も単独で利用可能（同条第1項ただし書に該当）

民法第5条

第1項 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。
ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
第2項 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

○ ②の運用について

未成年者は、親の扶養を受けて生活していることが多いと考えられることから、原則として、同居する親の資力を基準に資力要件を判断

ただし、親の資力を基準に資力要件を判断することが相当でない場合（親と同居していない、親から虐待を受けている場合等）には、未成年者の資力を基準に判断

※ 参考：いわゆる「未成年者の手続代理人」の制度について（家事事件手続法第23条）

○ 家庭裁判所の調停手続や審判手続において、未成年者が自身の意見を表明するなどの目的で手続に参加（利害関係参加）する際に、裁判長が申立て又は職権で「手続代理人」として弁護士を付す制度

○ 「離婚調停」「親子交流の調停・審判」「監護者指定の調停・審判」等の家事事件手続において認められている

○ 「手続代理人」となった**弁護士の報酬**は裁判所が決めるが、国選弁護人等と異なり国が弁護士報酬を支払う仕組みではなく、**報酬の支払義務は手続代理人を付された未成年者が負う**

⇒ 未成年者が弁護士報酬を支払うことに対する**支援の必要性**が指摘されている

○ 「未成年者の手続代理人」の選任実績（※）は、平成25年1月～令和8年3月までで合計458件（令和7年1月～令和8年3月は66件）、事件類型としては「面会交流」「監護者の指定」「親権者変更」等での利用が多い

（※ 最高裁判所の実情調査の結果に基づく概数であり、今後異同訂正が生じることがある）

4 民事法律扶助各論～未成年者

■ 民事法律扶助の利用実績

○令和6年度の代理援助・書類作成援助の未成年者利用件数

(法定代理人による代理も含む)

年齢 (歳)	代理援助 (人)	書類作成援助 (人)	合計 (人)
12歳未満	206	3	209
12～14	117	0	117
15～17	195	3	198
合計	518	6	524

■ 参考：日本弁護士連合会からの委託援助（子どもに対する法律援助）

- 総合法律支援法第30条第2項に基づき、本来業務以外の業務として日本弁護士連合会から委託を受けて行う業務
- 子どもに関する行政手続代理や訴訟代理等の弁護士費用等を援助するもの
- 利用者である未成年者の費用負担はなし（現実に利益を得た場合の成功報酬は除く）
 - ⇒ 未成年者の単独での利用が可能（民法第5条第1項ただし書に該当）
- 資力要件は、子ども自身の資力を基準に判断

子どもに対する法律援助の 申込受理件数の推移（件数）

令和2年度	405
令和3年度	490
令和4年度	415
令和5年度	379
令和6年度	456

子どもに対する法律援助の 業務援助費用の推移（円）

令和2年度	51,575,641
令和3年度	61,280,755
令和4年度	54,242,188
令和5年度	52,302,168
令和6年度	61,072,995

■ 法テラスでの未成年者の方向けの案内（HP）